◆寄付金に係る所得控除制度・税額控除制度について◆

鳥取県社会福祉協議会は令和３年５月３１日より「税額控除対象法人」として鳥取県から証明を受けております。

証明日以降の鳥取県社会福祉協議会への寄付者は、従来の「所得控除制度」に加え、「税額控除制度」のいずれか有利な方を選択し、控除の適用を受けることができます。

○所得控除制度（所得税法第７８条の２の３）

（その年中に支出した特定寄付金の合計額と、年間所得金額の４０％相当額で、いずれか少ない方の金額）　－　2,000 円　＝　**所得控除額**

〔　年間所得額　－　**所得控除額**　〕　×　税率　＝　**控除後税額**

○税額控除制度（租税特別措置法第４１条の１８の３）

〔租税控除対象寄付金（※1）　－　2,000 円〕　×　４０％　＝　**税額控除額**（※2）

税額　－　**税額控除額**　＝　**控除後税額**

※１　税額控除対象法人への寄付金。寄付金支出額が総所得金額等の 40%に相当する金額を超える場合には 40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

※２　控除対象額は、所得税額の２５％を限度とします。

控除適用を受けるには

○所得控除制度・・・鳥取県社会福祉協議会発行領収書を添え、確定申告

○税額控除制度・・・鳥取県社会福祉協議会発行領収書および税額控除に係る証明書の写しを添え、確定申告

※税額控除に係る証明書の写しは領収書裏面に印刷しております

詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

※団体での払込により、各個人への領収書の発行を希望する場合は、別添「「鳥取県ひとり親家庭等高等教育進学支援資金事業」寄附金に係る領収書申請書（団体用）」を鳥取県社会福祉協議会　福祉振興部までお送りください。